

富士見集会所だより



狭山市七夕の妖精 おりびい

発行日:令和5年9月8日(金)
発行:狭山市立富士見集会所
〒350-1306 狭山市富士見1-1-18
TEL&FAX:04-2959-6230
E-Mail:fujimi-s@city.sayama.saitama.jp

9月号

初心者写真講座が開講しました

8月31日(木)から「初心者写真講座」が開講しました。この講座は二科会写真部会員である石井国利先生に講師をお願いし、初心者向けに指導していただくもので、全4回の講座です。第1回目の講座は、開講式の後、受講者の方々の自己紹介を行い、講座に参加した目的や写真への思いを語る中で共通理解を持ちました。

その後、各自が持参した写真を講師の石井先生に見ていただき、細かなアドバイスをいただきました。

受講者一人一人の写真への思いがあふれ、新しい学びもある、とてもよい講座になりました。

■次回は9月28日(木)18時～、10月8日(土)は館外で撮影会も予定されています。

■本講座は、まだ定員に若干名余裕がありますので、受講を希望される方は、富士見集会所までお問い合わせください。



【狭山カーレットクラブまぜこぜ共催事業】地域ふれあい教室「健康づくり講座」

～どなたでも楽しくできます!! 誰でも自由に参加・大歓迎～

「まぜこぜ  カーレットサロン」が始まります

「まぜこぜカーレットサロン」は、子供から高齢者、障害のあるなしに関わらず、多様・多世代な人が同時に混ざり合い、カーレットをとおして誰もが楽しくコミュニケーションができる場です。今後も定期的開催しますので、日程等は集会所だよりでお知らせします。

【日時】10月12日(木)13時30分から15時まで ※左記の時間内なら途中からの参加も可

【場所】富士見集会所 1階 第一集会室

【内容】自己紹介・カーレットの体験と対戦など

【対象】誰でも参加自由です

【定員】10名程度 【費用】無料

【申込】富士見集会所へ(電話可)

【カーレット】ってなあに?



「カーレット」とは、卓上カーリングとも呼ばれ、ルールもカーリングとほとんど同じです。

カーリングが手軽に行えるように考案されたスポーツなので、子供から高齢者まで、障害の有無に関わらず誰もが楽しめます。



富士見集会所と同和問題について

富士見集会所は、同和問題（部落差別）を柱とする人権教育を主要な事業として取り組み、市民一人一人が、人権意識を高め、偏見や差別のない社会を実現することを目指しています。

このために、小中学生から高齢者まで、さまざまな世代を対象にした各種講座等を企画・運営しています。また、サークル活動などによって、地域の「学びの場」「創造の場」「集いの場」としてご利用いただき、地域の文化を高め、互いの交流を深め、よりよい人間関係を築くことなどをおして、偏見や差別のない社会を実現することも目的としています。その柱となる同和問題、皆さんの中には、「何それ」とか「もう今はなくなっているじゃない」と思われている方も多いかもかもしれません。でも、残念ながら、部落差別は現在も残っているのです。

令和3年1月には、埼玉県鴻巣市で部落差別を標榜するビラがばらまかれる事件がありました。このように同和問題（部落差別）は解決途上の問題です。そして、それを解決するには、私たち一人一人が同和問題を正しく理解し、相手に対し思いやりの気持ちを持つとともに、差別を許さないという強い気持ちを持つことが大切です。



9月から10月の主な予定

日にち	行事内容	日にち	行事内容
9/8(金)	集会所だより9月号発行	9/28(木)	第3回ふじみ寿大学「みんなで合唱」
9/9(土)	第4回小学生ふれあい教室「折り紙」	9/28(木)	第2回初心者写真講座
9/22(金)	第1回人権セミナー「子どもの人権」	10/10(火)	集会所だより9月号発行
9/27(水)	利用団体代表者連絡会		

【休所日】9/18(祝・月)敬老の日、9/23(祝・土)秋分の日、10/9(祝・月)スポーツの日、10/16(月)
【夜間休所日】9/13(水)、9/26(火)、10/12(木)、10/17(火)、10/24(火)

～消費生活センターからのお知らせ～

ネットで依頼したロードサービスに注意!

インターネットのサイトや広告を見て、ロードサービス業者を呼んだ際、サイト等で表示された金額よりも高い費用を請求されたり、作業後に説明のなかった費用を請求されたという相談が寄せられています。また、キャンセル料をめぐるトラブルも発生しています。

自動車の故障等が発生した場合、まずは契約している損害保険会社や保険代理店に問い合わせましょう。自動車の故障等の状況や内容は様々なので、サイトの表示や、電話での説明通りの料金で依頼できるとは限りません。また、緊急対応費や祝日対応費などを請求される場合もあります。契約内容(作業内容や料金)やキャンセル料について、必ず事前に確認しましょう。料金や作業内容に納得できない場合は、その場での支払いはきっぱり断りましょう。

トラブルになった場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

相談・問合せ 月～金曜日の9時30分～12時、13時～16時に消費生活センターへ ☎2954-7799